

「シアゾファミド」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

### 1. 経緯

平成17年6月1日付けで農林水産省から、農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨の連絡のあった「シアゾファミド」について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

### 2. シアゾファミドの概要

本薬は、殺菌剤であり、2005年5月現在、小麦、ばれいしょ、はくさい等に登録があり、残留農薬基準が設定されている。今回新たにかんきつ、しょうが、あずき等への適用拡大が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていないが、フランス、ドイツ、韓国等において登録されている。

### 3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「シアゾファミド」の食品中の残留基準設定について検討する。